

議案第39号

令和3年6月における武藏野市会計年度任用職員の期末手当に
関する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武藏野市長 松下玲子

令和 3 年 6 月における武藏野市会計年度任用職員の期末手当に
関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 6 月における武藏野市会計年度任用職員の期
末手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第 2 条 期末手当の額は、武藏野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手
当に関する条例（昭和36年2月武藏野市条例第7号）第8条第3項に規定
する期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、令和3年6月1日以
前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割
合を乗じて得た額とする。

(委任)

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(提案理由)

令和 3 年 6 月における武藏野市会計年度任用職員の期末手当について定め
るものである。